

結城市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和6年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年12月18日

結城市監査委員 國府田 均  
結城市監査委員 早瀬 悦弘  
(公印省略)

別紙「令和6年度定期監査結果報告書」

# 令和 6 年度定期監査結果報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

## 2 監査の対象

令和 6 年度に係る市長部局(保育所を除く。)、議会事務局、教育委員会(中学校を除く。)、そのほかの行政委員会事務局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。なお、必要に応じて前年度の執行状況等についても対象とした。

## 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように配慮しているか、組織及び運営の合理化に努めているかに着目した。

また、重点監査事項とした「指摘等に関する改善状況及び補助金に関すること」については、各課長等に対し、指摘後の課内の共通認識及びその改善状況、補助金交付業務、交付団体の事務局所管、準公金の管理等の状況の確認を行った。

## 4 準拠する基準

結城市監査基準

## 5 監査の主な実施内容

令和 6 年度定期監査実施計画に基づき、監査対象課所等から事前に提出された資料について、あらかじめ事務局職員による事前監査を実施し、監査委員の監査では課長等から事務事業の執行状況、課題等を聴取の上、関係資料を審査照合した。

## 6 監査の実施場所及び日程

本庁の課所等は庁内の監査委員事務局、そのほかの課所等にあっては実施施設の会議室で実施した。

日程は、次のとおりである。

日 程	実 施 対 象 課 局 等
令和 6 年 10 月 18 日	結城小、城南小 上山川小、江川北小、城西小
10 月 23 日	結城西小、給食センター 絹川小、山川小、江川南小
10 月 28 日	水道課、下水道課 会計課、企画政策課
11 月 6 日	防災安全課、農政課 土木課、区画整理課、農業委員会事務局
11 月 12 日	子ども福祉課、スポーツ振興課 都市計画課、税務課、収納課
11 月 13 日	社会福祉課、保険年金課 生涯学習課(公民館含む)、議会事務局、秘書課
11 月 15 日	人権推進課・山川文化会館、介護福祉課 生活環境課、まちづくり協働課
11 月 21 日	健康増進課、行革・デジタル推進課 学校教育課、指導課、市民課
11 月 22 日	商工観光課、財政課 総務課、契約管財課、監査委員事務局

## 7 監査の結果

前記のとおり監査した結果、一部の課において、不適切な事項がみられた。

そのほかは、一部軽微な事項はあったものの、指摘事項に該当するものは無く、監査の対象となった事務はおおむね適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう執行され、組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

また、本報告書に記載するに至らない事項については、監査の際、当該課長等に対して口頭で改善方指導、助言した。事務処理上の手続き等で今後留意を要する事項については、別途事務局長から文書をもって注意を促す予定である。

なお、監査の着眼点とした事項等に違背するものは認められなかった。

部局別の結果については、次のとおりである。

(1)総務部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

ただし、総務課の伝票処理において、一部不適切な事項がみられた。

(2)企画財務部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(3)市民生活部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(4)保健福祉部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(5)経済環境部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(6)都市建設部

財務事務・事務事業・経営に係る事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

ただし、水道課の支払処理において、一部不適切な事項がみられた。

(7)教育委員会

財務事務・事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(8)部に属さない課局等

財務事務・事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

ただし、会計課の出納処理において、一部不適切な事項がみられた。

## 8 むすび

社会経済情勢の変化に伴い、行政サービスに対するニーズが高度化、多様化する中で、市政運営が健全性、透明性の確保の下、合規性、経済性、有効性、効率性等に十分配慮の上、事務事業の執行に努め、市政に対する市民の期待と信頼に応えるため、監査を通しての所感を意見として付言するので、公正で効率的な市政運営に資するよう配慮願いたい。

## (1) 財政の健全度に配慮した設備投資について

令和 5 年度決算は地方債残高を約 11 億円減らし、将来負担比率を良化させたものの、歳入額の減少幅を歳出額の減少幅が上回った結果、経常収支比率が対前年度比 4.4 ポイント低下し 96.1%となりました。自由に使えるお金が減少したことを意味するものであり、資金繰りの弾力性が若干低下したと言えます。令和 6 年度も昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん等の国庫補助金等に、多くは見込めないことから、優先度を考慮した効率的かつ計画的な歳出の執行が求められます。

令和 5 年度末時点で財政調整基金が約 20 億円積み上がっており、一般的に標準財政規模の 2 割を理想的とする財政調整基金の割合をキープしており(当市の標準財政規模 11,238 百万円)、健全化判断比率・資金不足比率が示すとおり、財務の健全性は維持できていると言えます。近年、気候変動や地震等による災害の発生、新型コロナの流行のように予測や想定が難しい状況が増えてきています。今後こうした想定外の諸課題に対し、基金等の自主財源で速やかに対応できるよう健全な財務体質を維持すべきと思われます。今期以降もこうした状態が維持できるよう、財政の健全度に配慮しながら、長期的な視点で設備投資計画を策定し、優先順位を明確にすべきと思われます。これにより無駄な支出を避け、必要な投資を効率的に行うことを考慮されたい。

また、設備投資については、手段の最適性と投資後のストック効果(生産力効果・厚生効果)を併せて考慮していく必要があります。人口減少、少子高齢化は間違いなく進みます。経済性・効率性・有効性の観点から、業務の集約化や機能再編を検討するほか、民間活力等を利用することも一つの手段と思われます。例えば「民営化」「民間委託」「指定管理」「PPP/PFI」「市民との協働」等が上げられます。また、公共施設を活用した脱炭素化の取り組み(太陽光発電事業のオンサイト PPA)、ICT やデジタル技術による点検や運営管理、地域経済の活性化などの今日的な課題も、総合的に考えていく必要があると思われます。

今後も、老朽化施設・設備の改修・更新事業や、インフラへの投資事業は多数計画されています。様々な手段を調査、分析、検討し、設備投資における手段の最適化、及びストック効果を考慮しつつ設備投資計画を実行し、財務の健全性維持に努められたい。

## (2) 補助金等の適正化について

令和 6 年度定期監査において、補助金についての交付業務を行っているかどうかを、ヒアリングしたところ、35 課中 21 課、60%の課で補助金業務を行っていることが確認できました。その中には長期にわたり存続しているものや、成果や有効性が薄れているものが見受けられます。

今後においても、人口減少・少子高齢化の進展により、市税等の大幅な歳入増を見込むこ

とが難しい状況であることから、補助金について削減や廃止を検討するもの、新たなニーズへ対応するものなど、定期的に審議し、見直すことが必要と思われます。

補助金等が交付する目的に合致しているか、交付額が適正な額であるか、初期の効果が発揮されているか等を十分審査していただきたい。

また、財政課が管掌する「補助金等審議会」も活用し、定期的に効果の評価や検証を行い、外部有識者や住民の意見を取り入れるなど、補助金の適正な運用に努められたい。

### (3)不稼働資産の有効活用について

人口減少、少子高齢化、経済環境の変化、モータリゼーションの発展、インターネットの普及による産業構造の変化やライフスタイルの変化によって、高度成長期を支えた商店街や中心市街地は衰退し、多数の老朽ビル、空き家、空き地等の遊休不動産、不稼働資産が存在しています。

それぞれ物件には、所有者の後継者の問題、経済的背景や相続関連の問題など種々の理由があり放置されているのが現状です。特に空き家については年々増加傾向にあり、令和6年10月31日現在で429戸に及んでおり、長期放置による景観上の問題、倒壊の危険や空き家利用の犯罪リスク等も懸念されます。こうした物件は長期化により世代交代などが進むと益々管理不全を引き起こし、利活用などの課題解決が困難となり、大変な労力と費用等の負担が伴います。物件は時間とともに経年劣化していきますので、早めの対応が必要であり、公的支援も法令に抵触しない範囲で関与していくべきものと思料されます。

現在、不稼働資産でも有効活用することで、新たな住宅地や移住者向け住宅、街中のシェアオフィス、地域のコミュニティスペース等が創出され、地域の活性化や経済の活性化に寄与できます。情報を所有している民間企業や地域金融機関との連携も解決の一助となりますが、汎用性・迅速さを考慮し、他の自治体も導入している「空き家バンク」をウェブサイト上に開設することも有効な手段と思われます。

市が運営していること、かつ「登録や閲覧」を無料にすることで、市が把握する空き家・空き地のマッチングが促進されるものと思われます。

今後は、民間不動産だけでなく、少子高齢化により公有財産においても不稼働資産の増加が見込まれます。不稼働資産とならないよう早めの対応に努められたい。

### (4)労務管理と人材育成について

定期監査において、ヒアリングした限りでは突出した残業が見られなかったものの、一部係の統合により人員減による業務量の過多、人事異動により予算外の会計年度任用職員の配置や報酬等の補正予算対応、産休・育休に対する補充人員の不足など、余裕のない状況が一部見受けられました。係員相互の協力体制を見直したり、管理職者の実務支援等(一部の

小学校)で乗り切っている状況が見受けられました。

また、屋外業務においては、今夏の猛暑続きの影響で健康障害事案が発生しています。業務の平準化が損なわれている状況が続いた場合、職員の健康管理、勤労意欲、業務の成果への影響が懸念されます。

担当部署において、今期は採用の募集方法を見直し、対象範囲を広げ、より多くの人にエントリーしていただく方針と伺っています。各系の業務量や人員、残業時間等を十分精査し、適正人員の配置を図りたい。

また、一方では最近の DX の進展に見られるように、デジタル技術や IT 関連システムを活用した事務の効率化や生産性の向上が進んでいます。令和 7 年度中に「自治体情報システムの標準化」及び「ガバメントクラウド」への移行が予定されております。

したがって、これまで以上に IT 関連の人材育成が必須であり、業務の成果に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

当市においても今般デジタル人材として、18 名を育成していく方針が出ています。

労務管理と人材育成をバランスよく適切にすすめることで、個々の能力が十分発揮でき、スキルアップにつながるものと思われま

す。今後も、人への投資や職員満足度の向上を図ることで、更なる生産性の向上、業務の効率化、行政サービスの向上に努められたい。

## (5) 事務管理について

地方自治法では、監査委員が監査を実施するにあたり、地方自治法第 199 条第 3 項に基づき、地方自治体の事務が「地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項」の趣旨に則ってなされているかどうか、求められています。

言い換えれば、自治体監査とは、「自治体の仕事住民の生活増進のために行われているか」、「無駄な税金の使い方をしていないか」、「不適切な事務の執行がなされていないか」などの着眼点をもってチェックすることが、監査の果たす役割であります。

また、監査については「不正がないかをチェックすること」と誤解されがちですが、第三者が様々な角度から検査し、事実を保証(評価)し、利害関係者に伝達することであり、この「第三者」「保証(評価)」「伝達」の3つの行為が一つでも欠けると監査とはいえない、と定義づけられています。実務上は、会計検査院の基本方針にならい「合規性」「正確性」「経済性」「効率性」「有効性」の5つの視点で見えています。

今般、定期監査実施計画に則り監査を実施したところ、上半期の中で事務管理上、不適切な事項が2件発生しました。

まず1点目は、会計課において、出納整理期間が終了し令和6年度の会計期間に入り、令和5年度に遡り、総務課の振込の支払先相違による伝票の訂正を行っているものがありま

した。

主な要因は、支払事務におけるチェック体制の不備や、相違判明後の会計上の不適切な処理とされます。計数上は合致しているものの、本来現金主義に基づき、期をまたがない処理を指示すべきであったとされます。送信ミスを支払先相手方もいることから、本件発生の判明時に、規約に則り善後策を協議し、慎重に処理すべき案件だったとされます。

2点目は、水道課における消費税の納入期限失念による、期限経過後の支払いという遅延ミスがありました。

主な要因は、お知らせ通知の納付書からウェブ通知への変更、及びその案内メールの見落とし、担当者変更に伴う引継ぎ漏れ等が重なったことが上げられます。

しかしながら、理由は如何にせよ、本件は納税という定例の重要支払事務であり、遅延の発生自体、管理職を含めた内部管理体制の機能状況が危惧されます。

わずか数日といえども、支払遅延による加算税(269,000 円)が追加で発生しており、無駄な支出となっています。例え担当者が替わったとしても、組織全体で業務マニュアルに沿った事務処理の点検、期日管理を行っていれば、税の納入期限を遵守できたものと思われま

す。地方自治体は公的機関として、事務ミスを絶対避けなければならない、常日頃より事務のチェック体制を整備し、規約や法令に則り、正確な事務を行わなければならない。事務ミス発生時の対応や処理スキーム、及びその後の再発防止に係る改善報告書の提出等、一連のプロセスをマニュアル化すること、またこうした発生事案を庁舎内全体で情報共有化することにより、事務ミスの未然防止に努めるとともに、更なる事務の堅確化、行政サービスの向上に取り組ま